

公益財団法人和歌山県栽培漁業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人和歌山県栽培漁業協会(以下「本協会」という。)という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を和歌山県和歌山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、水産動植物の種苗生産等に努めることによって栽培漁業を促進するとともに沿岸漁業の振興に関する事業を実施し、もって和歌山県の水産業及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)栽培漁業に係る種苗の生産、配布及び放流
- (2)栽培漁業の普及啓発
- (3)その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第5条 本協会の財産は、基本財産と普通財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)公益法人の設立当初の財産目録中、基本財産として記載された財産
- (2)基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3)評議員会において普通財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分等)

第6条 基本財産について本協会は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分し若しくは担保に提供する場合又は普通財産から基本財産に繰り入れる若しくは基本財産とすることを目的として財産を譲り受ける場合(以下、「基本財産の処分等」という。)には、理事会の決議を得なければならない。

(財産の管理運用)

第7条 本協会の財産の管理運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 理事長は、毎事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 理事長は、事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の付属明細書

(3)貸借対照表

(4)損益計算書(正味財産増減計算書)

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書

(6)財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成18年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第12条 本協会に、評議員3人以上11人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ

る者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2)他の同一団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法(平成11年法律103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期が満了する時までとする。

3 評議員は、第12条の定数に足りなくなつたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を報酬として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分等の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうち評議員会において選出された一人並びに理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第23条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上8人以内
- (2) 監事2人以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 第13条第2項の規定は、理事及び監事について準用する。この場合において、規定中「評議員」とあるのは、「理事」及び「監事」と読み替える。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及び定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、その業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより本協会の業務を執行する。

5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給する。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)本協会の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、毎年度5月及び3月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、基本財産の処分等の承認に係る決議は、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の多数をもって行う。

3 前2項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 事務局

(事務局)

第37条 本協会に事務局を置き、職員の任免は、理事長が行う。

2 事務局に関する規程は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解散)

第39条 本協会は、基本財産の滅失による本協会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 本協会が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本協会の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法とする。

第11章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本協会の最初の評議員は、次の掲げる者とする。

高田朋男	熊本喜代一	塩谷 昇	中本京子	大川恵三
早 総幸	片山康之	太田正也	上山謙児	前部屋泰嗣

4 本協会の設立登記の日就任する理事は、次に掲げる者とする。

増谷行紀 里森 修 松村徳夫 中筋 孝
寺脇寛治 田伏英雄 谷本晋一 水谷洋一

- 5 本協会の最初の理事長は増谷行紀、副理事長は松村徳夫、専務理事は中筋 孝とする。
- 6 本協会の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
井畑文男 上杉 亮
- 7 法令及びこの定款の規定に違反しない限り、移行登記前に規定する本協会の規程等は、移行後もその効力を有するものとする。

附 則

- 1 この定款は、平成27年3月17日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和元年6月13日から施行する。